

基本方針

今日、私たちを取り巻く状況は、急速な少子高齢化や人口減少の進行、単身世帯の増加、財政状況の悪化と収入格差等を背景に、家族、企業、地域それぞれにおいて個人を支える機能が弱まり、人と人のつながりも希薄化がすすんでいます。

社会的孤立や経済的困窮、虐待、ひきこもり、子育て不安等、日々の暮らしをめぐる困りごとや生きづらさを抱える人が増えています。まさに複雑で混沌としています。さらに支援を必要としている人々の権利擁護に対し、我々は一体何ができるのかを自らに問い続けていかなければなりません。いま支援を必要としている人々の存在を丸ごと包摂する社会と、その生活を支えるために世代や分野を超えた包括的な支援（ケア）が必要です。

その中で私たち社会福祉士は、それぞれの立場で、ある者は職業として社会福祉実践に従事し、ある者はボランティアとして自身の生活の場で社会福祉実践を行っています。私たちは、総合的視点に立脚し、各々専門性を持った一人のソーシャルワーカーとして、「ソーシャルワークの定義」（国際ソーシャルワーカー連盟）を実践の拠り所として活動しています。私たちの実践を照らし合わせ、多分野への視野や綱紀が求められています。

基礎研修や成年後見人養成研修（成年後見人材育成研修及び名簿登録研修）をはじめとする各種研修会は、日本社会福祉士会から都道府県社会福祉士会の主催へとすでに移管されており、今後さらに、分野別研修においても移管が進んでいくと思われます。愛知県内における人材育成のために、当会に求められる任務も大きくなってきました。東海四県社会福祉士会とは四県会議を実施し、横断的な研修の開催など連携を継続します。愛知県社会福祉士会としては、事務量が増大することを想定し、事務局員を増員しました。そのため、財政を見直し、基盤の安定を図り、事務局の役割分担の明確化、機能の強化とともに、センターごとの収支を考え、無駄を省く徹底した見直しが必要となります。また、「財政基盤安定及び事務局体制整備」が日本社会福祉士会でも協議されており、愛知県社会福祉士会としても取り組む課題であり、昨年度から空席になっていた副会長を理事会において選任し、事務局長を本年5月より採用して財政基盤安定及び事務局体制整備に取り組みます。

財政的に厳しい状況ではありますが、できる限り会員のニーズに応える研修や社会に貢献できる活動を行っていきます。今年度が初年度となる第3次中期目標（2020－2024年）及び、2020年度の短期目標と重点目標を以下に掲げ、2020年度の基本方針と致します。

一つひとつできることから実行して会員のみなさまの拠り所となれる会運営を目指すとともに、新入会員の拡大を図っていきます。今後とも当会の活動にますます皆さま方のご理解とご参加を賜りますようお願い申し上げます。

中長期目標（5か年目標2020-2024）	短期目標（2020年度目標）
組織強化と運営基盤の安定	① 日本社会福祉士会及び東海四県社会福祉士会との連携 ② 財政基盤及び事務局機能の強化 ③ 理事会・委員会・支部の編成充実 ④ 新入会員の拡大と後継者育成
会員の拠り所となる	① 県本部支部連携の充実 ② 研修の充実 ③ ホームページ・メルマガ・SNS等の充実
ソーシャルワークの意義と社会的信頼に応える	① 社会的支援事業の充実 ② 他機関・他団体との連携推進 ③ 県民・学生への啓発と情報発信
2020年度各事業部別重点目標	
総務部	① 理事・事務局体制の強化 ② 財政基盤の安定 ③ ホームページの充実並びに SNS等の活用
生涯研修センター	① 生涯研修制度における研修体制の充実 ② 認定社会福祉士の資格取得支援 ③ 各種研修事業の充実
愛知ばあとなあセンター	① 成年後見制度の利用促進計画に則った各地域における支援 ② 成年後見人等の質の向上および受任者の拡大 ③ 未成年後見体制整備 ④ 愛知県主催の高齢者虐待対応研修の継続受託 ⑤ 虐待対応専門職派遣チームにおける障害者虐待事案への派遣拡大
生活支援相談ほっとセンター	① 人材の育成 ② 他機関・他団体からの支援要請に応えられる体制の強化
福祉・介護サービス情報調査センター	① 社会的養護分野の評価調査者の増員 ② 調査者の質の向上

事業

1 総務部

1) 総会・理事会等

【目的】 総会：一般社団法人としての決算報告をするとともに、会員の意見交換・交流を図り職能団体としての意識を高め、研鑽する機会とする。

理事会：職能団体としての会の運営全般や諸規程改訂について協議し、事業の円滑な遂行を図る。

【計画】 総会：6月21日（日）に開催。3月には意見交換・実践報告会を開催

理事会：原則2か月に1回開催

2) 広報委員会

【目的】 本会の活動内容や関係団体等について、会員や福祉関係者等に情報提供する場を設けることにより、本会および関係団体の活動や事業について情報提供を行い、活性化に資する事を目的とする。

【計画】 ① 会報の発行（年5回発行）

会員等への配布。

② ホームページならびにSNS等の活用

ホームページならびにSNS等を活用し会員や関係者に有益な情報提供を行っていく。

③ メールマガジンの発行

研修や行事の案内を、必要に応じてメールマガジンで配信する。

④ 本会の紹介リーフレット作成

社会福祉士の資格紹介および会の目的や活動内容を広く広報できるよう、リーフレットを作成する。

3) ソーシャルワーカーデー企画実行委員会

【目的】 福祉専門職能団体と福祉専門職養成校団体との協力により、多様化するソーシャルワークのあり方と将来を担う人材育成について考え、福祉従事者、福祉系学生、一般市民にアピールする機会とする。

【計画】 福祉専門職能団体や福祉専門職養成校団体で構成する愛知ソーシャルワーカーデー実行委員会へ委員を派遣し企画・運営に携わる。7月12日（日）に愛知淑徳大学でソーシャルワーカーデーイベントを開催予定

4) 災害支援対策委員会

【目的】 大規模災害時に専門職としてのソーシャルワークが展開できるような体制を支部と連携して整える。

【計画】 ① 災害支援体制の整備

・災害対応ガイドラインおよびマニュアルの運用ができるよう体制を整える。

・体制整備に向けて支部や他委員会との連携を図る取り組みづくりに努める。

② 災害発生時には、状況に応じボランティア派遣、募金活動等を実施する。

③ 愛知県災害福祉広域支援推進協議会に会として参加し、専門職団体として協力する。

5) 会員支援事業

【目的】 支部活動の活性化により地域貢献活動および、会員社会福祉士の地域ネットワークの構築、相互研鑽を図ることを目的とする。

【計画】 支部活動費の支給

6) 関係機関への協力

【計画】 関係機関からの依頼により、講師等の派遣協力、委員の推薦等を行う（随時）。

7)独立した委員会

綱紀委員会

苦情の調査・審査

理事会への審査結果報告と処分提案

選挙管理委員会

役員候補者選出規則に基づく新理事の選出にかかる事務の遂行

2 生涯研修センター

【目的】 職能団体の責務として、会員社会福祉士の研鑽と能力向上を図ることを目的に、基礎研修（共通基盤）、事例検討会、その他職域・専門分野別に、研修等の事業を実施する。

1)生涯研修委員会

【目的】生涯研修制度の普及と推進、認定社会福祉士制度と連動する基礎研修の運営を担うとともに、各々の職域を越えて幅広く交流するための研修機会を提供すること等を目的とする。

【計画】基礎研修においては、東海四県で協定を結び、日程・内容についての連携をとり、研修欠席者が他県で受講しやすいよう体制整備を行うとともに、自然災害時などの受講機会の確保・補完のため、相互の協力連携体制を強化する。基礎研修修了者の会での活動の場を確保し、学びと実践が連動できる仕組みを検討する。会員が実践事例を検討する場としてのピアスーパービジョン事例検討会や実践研究を行う場について講師等と話し合う機会を創り、会員に有益な学びの場としての再構築を検討する。また、今年度も認定社会福祉士の医療分野の認証研修を愛知県医療ソーシャルワーカー協会と連携し、実施するとともに評価する。

事業名	実施時期	参加者・対象者	備考
生涯研修委員会	年4回開催予定	生涯研修委員	
基礎研修Ⅰ	集合研修は10月、2月 (2日間研修)	社会福祉士	生涯研修制度・認定社会福祉士制度に基づく研修
基礎研修Ⅱ	集合研修は5月～翌2月 (毎月1回開催)	社会福祉士	生涯研修制度・認定社会福祉士制度に基づく研修
基礎研修Ⅲ	集合研修は5月～翌2月 (毎月1回開催)	社会福祉士	生涯研修制度・認定社会福祉士制度に基づく研修
ピアスーパービジョンによる事例検討会	7月、10月、翌2月 (予定、年3回)	社会福祉士	分野（高齢者・障害・児童・生活困窮者等）
医療分野研修	11月・12月開催予定 (2日間研修)	社会福祉士	生涯研修制度・認定社会福祉士制度に基づく研修
認定社会福祉士医療福祉分野研修プロジェクトチーム	年3回開催予定	プロジェクト委員	生涯研修制度・認定社会福祉士制度に基づく専門分野別研修の運営チーム

2)スーパービジョン委員会

【目的】生涯研修制度および認定社会福祉士制度において、基礎研修修了後の段階である「スーパービジョン」の実施と支援体制を社会福祉士会として整備することが求められている。スーパーバイザーがスーパービジョンを受けられる環境と情報の提供、スーパーバイザーがバイザーになるための養成研修としての「スーパービジョンⅡ研修」の実施、スーパーバイザー同士の情報共有・意見交換による質の担保、などを企画運営する。また、東海四県とも協議し連携・協力できるようにする。

【計画】

事業名	実施時期	参加者・対象者	備考
スーパービジョン委員会	年2回程度	スーパービジョン委員	
スーパービジョン・オリエンテーション	5月15日	基礎研修修了者	スーパービジョン実施のための説明会
スーパービジョンの実施	6月より1年間	基礎研修修了者	生涯研修制度・認定社会福祉士制度に基づく

スーパーバイザー会議	年2回程度	認証機構登録 スーパーバイザー	生涯研修制度・認定社会福祉士制度に基づく
スーパービジョンⅡ研修開催の検討	未定	社会福祉士	生涯研修制度・認定社会福祉士制度に基づく

3)高齢者支援委員会

【目的】 高齢者支援に深く関わる職種を対象として、その専門的力量（相談援助能力、マネジメント能力、連携能力など）が向上する研修を考案し、広く参加機会を設ける。地域包括支援センター職員等に対し、地域ケア会議を運営する力や多職種と連携する力が身につくようにする。また介護支援専門員に対し、社会福祉士会方式のアセスメント手法を学ぶことで質の高いケアマネジメントが身につくようにする。

【計画】

事業名	実施時期	参加者・対象者	備考
高齢者支援委員会	随時	高齢者支援委員	
地域包括ケアシステム推進研修、ネットワーク構築研修	1月（予定、1日）	地域包括支援センター職員、担当行政職員、居宅介護支援事業所等の介護支援専門員	
日本社会福祉士会方式アセスメント手法研修	2月（予定、1日）	介護支援専門員実務研修受講者等	
地域包括支援センター等高齢者、介護保険利用者の事例検討会（地域ケア会議）	3月（予定、1日）	地域包括支援センター職員、担当行政職員、居宅介護支援事業所等の介護支援専門員	

4)後継者育成研修委員会

【目的】 社会福祉の職場での実習生受け入れをすすめるため、職能団体として社会福祉士実習指導者を養成する。今後、予定されている社会福祉士養成カリキュラムの改正の動向等の情報提供としてフォローアップ研修を企画・開催する。

【計画】

事業名	実施時期	参加者・対象者	備考
後継者育成研修委員会	5月、8月、11月（予定）	後継者育成研修委員	
実習指導者講習会	11月（予定）	社会福祉士	
相談援助実習指導者フォローアップ研修会	11月（予定）	実習指導者講習会修了者他	

5)子ども家庭福祉委員会

【目的】 即戦力となるスクールソーシャルワーカーの養成をすることによって教育現場で求められるスクールソーシャルワーカーが愛知県内で恒常的に配置されることを目指す。また、現任スクールソーシャルワーカー並びに、スクールソーシャルワーカーに就業を希望する者等のブラッシュアップを図る。なお、2019年度から、スクールソーシャルワーク委員会を名称変更した。これに伴い、スクールソーシャルワークのみならず、子ども家庭全般の事業展開を担うことを目指す。

【計画】

事業名	実施時期	参加者・対象者	備考
子ども家庭福祉委員会	6月、11月、2月（予定）	子ども家庭福祉委員	

スクールソーシャルワーカー養成研修講座	6～10月	社会福祉士・精神保健福祉士・教育関係者	社会福祉士認証研修を含む
スクールソーシャルワーカー研究会	年1回	現任スクールソーシャルワーカー（就業希望者を含む）	

3 愛知ばあとなあセンター

【目的】社会福祉士の援助を必要とする人々の生活と権利を擁護するため、権利擁護に関する事業を実施する。

1) 成年後見研修委員会

【目的】成年後見人候補者の養成、成年後見人として活動する、もしくは活動しようとする会員の質の向上を図る。

弁護士会等の専門職と連携を図り、研修会や勉強会等を行う。

【計画】

事業名	実施時期	参加者・対象者	備考
成年後見研修委員会	5月、7月、2月	成年後見研修委員	
成年後見活用講座	7月（予定）	会員・福祉関係者	
市町村、福祉関係者のための成年後見講座パート17	10月（予定）	市町村、地域包括支援センター、障害者相談支援機関職員等	愛知県弁護士会と共催
成年後見人材育成研修	9月5日・10月3日 11月7日・12月5日	受講要件を満たしている会員	社会福祉士認証研修
名簿登録研修	1月23日	成年後見人材育成研修修了者、ばあとなあ名簿登録者	
成年後見受任者継続研修会	2月（予定）	ばあとなあ名簿登録者・会員	
社会福祉士会・弁護士会合同勉強会	6月・10月（予定）	ばあとなあ名簿登録者・弁護士	愛知県弁護士会と共催
愛知県弁護士会アイズとの定例会	年8回程度	会員、弁護士	愛知県弁護士会と協働

2) 成年後見活動委員会

【目的】成年後見人として活動する、もしくは活動しようとする会員の質の向上を図る。

家庭裁判所等からの成年後見人等候補者推薦依頼に対し、適切なばあとなあ登録会員を推薦することにより、成年後見人等受任を円滑に行う。

成年後見利用促進法の施行による社会福祉士の専門職後見人としての期待に応えるよう、成年後見制度の知識について研鑽する。さらに、専門職後見人である三士会（弁護士・司法書士・社会福祉士）などや、家庭裁判所・行政・後見センター等との連携を図る。

【計画】

事業名	実施時期	参加者・対象者	備考
成年後見活動委員会	7月、10月、1月	成年後見活動委員	
成年後見受任者活動報告チェック会議	4月	成年後見人等受任報告書提出者	
受任・調整会議	毎月1回 （名古屋・尾張、三河）	成年後見人等受任者、ばあとなあ登録者	
事例検討会	年2回 （名古屋・尾張、三河）	成年後見人等受任者、ばあとなあ登録者	
ばあとなあ会議	年3回 （名古屋・尾張、三河）	成年後見人等受任者、ばあとなあ登録者	

成年後見人受任者推薦	随時	ばあとなあ登録者	家庭裁判所等からの依頼による (2019年度約200事案)
ばあとなあ登録者名簿を家庭裁判所へ提出	6月	ばあとなあ登録者	
都道府県ばあとなあ担当者会議への参加	随時	成年後見委員会委員等 2～3名	
名古屋家庭裁判所協議会への参加	随時	成年後見委員会委員2～3名	家庭裁判所依頼による
成年後見制度相談会への参加	随時	成年後見活動委員会等 各2名	自治体などの依頼による
高齢者問題専門職ネットワーク勉強会	3か月に1回	愛知県弁護士会を中心とした関係団体会員	愛知県弁護士会を中心とした関係団体と合同で実施
高齢者問題専門職ネットワーク幹事会	3か月に1回	愛知県弁護士会を中心とした関係団体役員	愛知県弁護士会を中心とした関係団体と合同で実施
ばあとなあ「しおり」の改訂	随時	成年後見委員会委員等 2～3名	受任者に対するマニュアル
業務監査委員会	年1回	業務監査委員	

3)成年後見制度利用促進委員会

【目的】2016年に施行された「成年後見制度利用促進法」の主旨に則り、本人の意思決定支援を基調とした本人にメリットのある成年後見制度として、家庭裁判所を始め、関係する諸団体との連携を強化し、地域における権利擁護システムの構築に参画する。そのためにも、地域における権利擁護システムの構築に寄与できる人材を育成する。

【計画】

事業名	実施時期	参加者・対象者	備考
成年後見制度利用促進委員会	年3回	成年後見制度利用促進委員	
利用促進法に関する三士会打合せ会	通年(月1回)	成年後見各委員会委員	弁護士・司法書士・ばあとなあ社会福祉士(家庭裁判所)社会福祉士成年後見センター職員・行政職員
成年後見センター立ち上げ市町村への訪問	随時	成年後見各委員会委員	成年後見委員会委員から三士会へ訪問
各成年後見センター委員の推薦	随時	成年後見各委員会委員	専門職後見人として、協議会などへの委員推薦
愛知県社会福祉協議会「成年後見制度研究委員会」への委員推薦	随時	成年後見各委員会委員	専門職後見人として、研究会の参加
都道府県ばあとなあ担当者会議への参加	5月	成年後見委員会委員等	国、日本社会福祉士会の動向確認し、県に伝達
成年後見利用促進に関する現状報告会	年1回	会員	成年後見制度利用促進の現状を学ぶ

4)リーガルソーシャルワーク委員会

【目的】罪を犯した人たちのなかには、福祉的支援を必要としている高齢者や障害者等が存在し、これらの人たちへの社会復帰に向けた支援が重要である。罪を犯した人たちが再び地域の一員として生活を再構築していくため刑事司法分野の支援者と共通認識を持ち協力して支援を行う。そして福祉職の役割と支援の実際、関係者との連携のあり方等を学び実践する。

【計画】

事業名	実施時期	参加者・対象者	備考
リーガルソーシャルワーク委員会	随時	リーガルソーシャルワーク委員	

リーガルソーシャルワーク研修会	12月～1月	会員・福祉関係者・ 司法関係者	
更生保護関係機関見学	7月	会員限定	
司法関係機関協議会等への出席	随時	当会役員等	司法関係機関からの依頼による
名古屋保護観察所特別調整対象者 選定会議への出席	随時	当会役員等	名古屋保護観察所からの依頼による
犯罪被害者支援連絡協議会	随時	当会役員等	愛知県警からの依頼による
名古屋市再犯防止モデル事業 有識者懇談会	随時	当会役員等	名古屋市役所からの依頼による
愛知県再犯防止連絡協議会	随時	当会役員等	愛知県からの依頼による
寄り添い弁護士制度による社会復帰 支援モデル事業検討委員会	随時	当会役員等	愛知県からの依頼による

5)高齢者・障害者虐待対応委員会

【目的】愛知県内の市町村、地域包括支援センター職員に向け、養護者及び施設従事者に関する高齢者・障害者虐待対応に関する標準研修を実施し、高齢者虐待対応力を高めるとともに、愛知県弁護士会と協働して実施している高齢者・障害者虐待対応専門職チームを積極的に市町村が活用できるよう働きかける。前年度より愛知県から受託している、市町村向けの養護者による高齢者虐待対応研修においても継続的实施に向けて取り組む。

【計画】

事業名	実施時期	参加者・対象者	備考
高齢者・障害者虐待対応委員会	随時	高齢者・障害者虐待対応委員	
愛知県受託による市町村職員向け 虐待対応人材養成研修	2月（予定）	県内市町村及び地域包括支援 センター職員	※受託可能な場合
養護者による高齢者虐待対応標準 研修	8月（3日間）予定	高齢者虐待対応に関わっている 市町村職員及び地域包括職員等	
養介護施設従事者等による 虐待対応研修	12月（1日間）	高齢者虐待対応に関わっている 市町村職員、直営包括等	
虐待対応専門職チーム派遣事業	随時	県内市町村	愛知県弁護士会と協働
愛知県弁護士会アイズとの定例会	年3回程度	会員、弁護士	成年後見委員会と合同
虐待対応専門職チーム向け研修	10月（半日）予定	派遣チーム登録会員、弁護士	愛知県弁護士会と協働

4 生活支援相談ほっとセンター

1)相談支援委員会

【目的】社会福祉士の本旨である「福祉に関する相談援助」活動を職能団体の公益活動として位置付け、これを推進し、相談や援助を必要とする県民の相談支援を行う。

【計画】

事業名	実施時期	参加者・対象者	備考
相談支援委員会	随時	相談支援委員	

生活支援相談	通年 (毎週水曜日)	県民・生活困窮者等	当会事務所に生活支援相談コーナーを設置 生活困窮者自立支援事業の実施への協力等
進学相談、資格相談会への参加	随時	福祉系大学・専門学校への進学希望者及び保護者、福祉分野に就職を希望する学生、一般県民	資格等相談コーナーへの参加協力
愛知県ホームレス問題講演会&愛知県社会福祉士会権利擁護セミナー	12月(予定)	県民、福祉関係者、会員	愛知県との共催(予定)

2)自殺対策委員会

【目的】生活上の様々な困難を抱え、自殺のリスクが高い状態にある方々の支援に携わっている支援担当者が、自殺対策の知識と技術を獲得できるよう研修を実施する。人材育成によって、自殺対策に貢献することを目的とする。

【計画】

事業名	実施時期	参加者・対象者	備考
自殺対策委員会	4回程度	自殺対策委員	
研修講師派遣	6月(予定) 8月(予定) 3月(予定)	福祉事務所職員、生活困窮者自立支援制度従事者	愛知県委託事業継続の可否によって事業内容は変更になる可能性あり
自殺対策研修	2月(予定)	支援担当者および関心のある者等	上記と同じ

3)生活困窮者自立支援制度研修委員会

【目的】生活困窮者自立支援事業の従事者に必要な相談支援の知識と技術の維持・向上を目的とした研修を実施する。人材養成により、生活困窮者支援に貢献することを目的とする。

【計画】

事業名	実施時期	参加者・対象者	備考
生活困窮者自立支援制度研修委員会	随時	生活困窮者自立支援制度研修委員	
初任者研修	6月(予定)	生活困窮者自立支援事業従事者および市町村担当者	愛知県委託事業継続の可否によって事業内容は変更になる可能性あり
スキルアップ研修	8月(予定)	生活困窮者自立支援事業従事者および市町村担当者	上記と同じ
フォローアップ研修	2月(予定)	生活困窮者自立支援事業従事者および市町村担当者	上記と同じ

5 福祉・介護サービス情報調査センター

福祉サービス第三者評価事業

【目的】福祉サービス等利用者の権利擁護を推進するため、社会福祉法人等の提供する福祉サービスの質を公正・中立かつ客観的な立場から評価を行うことのできる専門職団体として愛知県福祉サービス第三者評価推進センターによる認証を受け事業を実施する。

【計画】年間2件程度の評価を実施

全国社会福祉協議会主催 社会的養護施設評価調査者養成研修への受講推進及び、評価調査者更新研修への受講勧奨(調査者の質の向上)。評価機関として社会的養護施設の評価が可能になったため周知し調査を実施したい。

事業名	実施時期	参加者・対象者	備考
調査機関内研修	7月(予定)	評価調査者(登録者)	評価機関連絡会議の後に開催予定

6 タスクチーム(特命委員会)

【目的】社会情勢等により会に求められている役割を果たすことができるよう、特命委員会を設置し、事業の実施や体制整備を図る。

1)多文化ソーシャルワークチーム

【目的】愛知県における外国人の状況、生活上の問題、関係機関の取組等を知ることにより、社会福祉士として必要な知識を得、適切な関わりができるようにする。

【計画】社会福祉士及び関係機関を対象とした多文化ソーシャルワーク研修会を実施し、会として知識を深めると同時に他団体との連携・今後の活動につなげる。また、社会福祉士を対象とした勉強会を実施し、外国人の生活や問題について理解を深める機会とする。

事業名	実施時期	参加者・対象者	備考
多文化ソーシャルワークチーム会議	適時（年4回程度）	多文化ソーシャルワークチーム員	
多文化ソーシャルワーク研修会	8月	社会福祉士 外国人支援に関心のある者	愛知県国際交流協会と共催
多文化ソーシャルワーク勉強会	11月	社会福祉士等	

2)障がい者生活支援チーム

【目的】社会福祉士として障がい者の地域生活支援のための知識・技能の蓄積や、多職種連携による家族全体の支援に必要なネットワーク構築のための取組を行う。

【計画】日本社会福祉士会で行われていた「障がい者の生活支援研修」を愛知県社会福祉士会として実施することを目標とした研修会を計画・実施し、障がい者支援に携わる社会福祉士の専門的力量的向上及びネットワークを広げていく。また、研修に協力してくれる仲間を増やしていく。

事業名	実施時期	参加者・対象者	備考
障がい者生活支援チーム会議	適時（年4回程度）	障がい者生活支援チーム員	
障がい者生活支援研修会	年1回（予定、1日）	社会福祉士 障がい者支援に関心のある者	

7 支部活動

【目的】支部選出理事や支部長を中心に、支部会員の拠り所となる活動を行う。

【計画】① 日常的諸活動を実施する。

② 県内の三河、尾張、名古屋、知多を巡回する意見交換会時に同時開催される実践報告会を、それぞれの地域の支部が担当する。2020年度は名古屋支部で開催する。

8 会員拡大

【目的】社会福祉士資格取得者の入会を促進することにより、会の組織基盤の強化と社会福祉士の社会的認知を高めることを目的とする。

【計画】社会福祉士養成校へ入会案内チラシの配布を依頼する。
各種研修等の機会に入会案内のチラシを配布する。